

公立大学法人神戸市看護大学ハラスメント防止等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2022年6月15日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第2号

公立大学法人神戸市看護大学ハラスメント防止等に関する規程（2019年4月規程第62号）の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
<p>(相談体制)</p> <p>第6条 理事長は、ハラスメントに関する相談に応じるため、次に掲げる者をハラスメント相談員（以下「相談員」という。）に任命する。</p> <p>(1) <u>学生支援・入試担当理事</u></p> <p>(2) 理事長が指名する常勤の男性の教員 _____</p> <p>(3) 理事長が指名する常勤の女性の教員 _____</p> <p>(4) 略</p> <p>2 <u>前項第2号及び第3号</u>に掲げる相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>3, 4 略</p> <p>5 相談員は、相談内容が深刻で、<u>委員会で審議すべき事項に該当すると判断し、かつ、相談者の了解が得られたときは、当該内容について、委員会に報告しなければならない。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>_____</p> <p>(1) _____ (<u>委員会の委員を除く。</u>)</p> <p>(2) _____ (<u>委員会の委員を除く。</u>)</p> <p>(3) <u>前項第1号及び第2号</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ <u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるもの</u></p> <p>(1) <u>相談者が次条第1項1号に規定する口頭助言等又は同項第2号に規定する当事者間話し合いを希望しているとき</u> <u>委員会委員長及び副委員長</u></p> <p>(2) <u>相談者が第11条第1項第1号に規</u></p>



助言等により行う。

2 調整員は、次の各号のいずれかに該当するときは、口頭助言等手続を終了することができる。

(1) 当事者が、正当な理由なく、聴取等に来ないとき。

(2) 相談者が、口頭助言等手続の打切りを申し出たとき。

(3) 調整員が、相当期間内に当事者間に解決する見込みがないと判断したとき。

3 相談者は、前項の規定に基づき口頭助言等手続が終了したときは、当事者間話し合い手続を希望することができる。

(当事者間話し合い手続)

第9条 当事者間話し合い手続は、調整員同席のもと、当事者が口頭で当該当事者間話し合いに係る事案に関する意見を述べることにより行う。

2 当事者間話し合いは、調整員が期日及び場所を指定し、当事者を招集して行うものとする。

3 当事者間話し合いにおいて、当事者は、調整員の許可を得て、補佐人を同席することができる。

4 当事者間話し合いにおいて、調整員は、当事者のする陳述が事案に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 調整員は、必要があると認めるときは、当事者から当該当事者間話し合いに

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(調査体制)

第7条 委員会は、前条第5項の規定に基づき報告を受け、当該相談内容について事実関係を調査する必要があると認めるときは、公立大学法人神戸市看護大学ハラスメント調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

係る事案に関係のある文書又は物件の提出を求めることができる。

6 調整員は、次の各号のいずれかに該当するときは、当事者間話し合い手続を終結することができる。

(1) 当事者間で合意が成立し、合意事項が書面に記載されたとき。

(2) 当事者が、正当な理由なく、当事者間話し合いに来ないとき。

(3) 相談者が、当事者間話し合い手続の打切りを申し出たとき。

(4) 調整員が、相当期間内に当事者間に合意が成立する見込みがないと判断したとき。

(調整手続の結果報告)

第10条 調整員は、第8条第2項又は前条第6項の規定に基づき、調整手続を終結したときは、委員会委員長及び副委員長に経過及び結果を報告しなければならない。

第11条 第6条第5項第2号  
次の各号のいずれ  
にも該当する

(1) 相談者が、調査を希望しているとき。

(2) 委員会が、当該相談内容について事実関係を調査する必要があると認めるとき。

第 8 条～第14条 略

第12条～第18条

附 則

この規程は、公布日から施行する。